

応急仮設住宅入居者の住まいの再建の促進に関する協定書

平成27年 3月23日

仙台市（以下「甲」という。）と公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会、
公益社団法人全日本不動産協会宮城県本部および公益社団法人全国賃貸住宅
経営者協会連合会（以下、当該3団体を「乙」という。）は、次のとおり協定
を締結する。

甲 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市長 奥山 恵美子



（目的）

第1条 この協定は、甲および乙が、東日本大震災で被災し応急仮設住宅に入
居されている方への支援を相互に連携して行うことにより、住まいの再建を
促進することを目的とする。

乙 仙台市青葉区国分町三丁目4番18号
公益社団法人宮城県宅地建物取引業協会

会長 田所 照章



（連携する事項）

第2条 甲および乙は、次の事項について連携して取り組む。

- (1) 被災者生活再建支援に関する甲乙間の相談連絡体制の構築
- (2) 住まいの再建に向けた情報の提供
- (3) 住宅物件等の紹介
- (4) 賃貸住宅等相談会の開催
- (5) その他目的達成のうえで必要な事項

仙台市青葉区上杉一丁目4番1号 中野プラザビル4階

公益社団法人全日本不動産協会宮城県本部

本部長 齋藤 晋



（期間）

第3条 この協定の期間は平成27年4月1日から平成28年3月31日ま
でとする。

2 前項の期間は、終期の2月前までに、甲または乙が相手方に対して延長す
る旨の申し出があった場合は、甲乙協議のうえ1年単位で延長するこ
とができるものとする。

東京都中央区八重洲二丁目1番5号
公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会

会長 川口 雄一郎



（協議）

第4条 この協定に定めのない事項またはこの協定の条項について疑義が生
じた場合には、甲乙協議のうえ定めるものとする。